

様式第一号の三 (第百七十一条の二関係)

(裏面)

(表面)

<p>介護保険特定標準負担額減額認定証 (特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する認定証)</p> <p>交付年月日 平成 年 月 日</p>		番 号	
		住 所	
<p>被 保 険 者</p> <p>フリガナ</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女</p> <p>適用年月日 平成 年 月 日から</p> <p>有効期限 平成 年 月 日まで</p>		減 額 認 定 項	
		保 険 者 番 号 及 保 険 者 印 鑑 番 号	
		保 険 者 印 鑑 番 号	
		保 険 者 印 鑑 番 号	
		保 険 者 印 鑑 番 号	
		保 険 者 印 鑑 番 号	

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

- 注意事項
- この証によって特定介護老人福祉施設に入所中に食事の提供を受ける場合に支払う特定標準負担額は、別に厚生大臣が定める減額された額になります。
 - 被保険者の資格がなくなったとき、減額認定の条件に該当しなくなったとき、減額認定証の有効期限に至ったとき又は特定介護老人福祉施設を退所したとき(引き続き、他の指定介護老人福祉施設に入所する場合を除く。)は、遅滞なく、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
 - この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
 - 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

告 示

○厚生省告示第六十二号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。
平成十二年三月十四日
介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額(以下「標準負担額」という。)は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区 分	額
一 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。)第七十九条の二各号に掲げる者以外の者	一日につき七百六十円
二 施行規則第七十九条の二第一号に掲げる者	一日につき五百円
三 施行規則第七十九条の二第二号に掲げる者であつて、標準負担額が一日につき五百円であつたときは、標準負担額(昭和二十五年法律第百四十四号)第二条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの	一日につき五百円
四 施行規則第七十九条の二第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年国民年金等改正法」という。)附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年国民年金等改正法第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく老齢福祉年金(その全額につき支給が停止されているものを除く。)の受給権を有するもの	一日につき三百円
五 施行規則第七十九条の二第二号に掲げる者であつて、標準負担額が一日につき三百円であつたときは、標準負担額を必要としない状態となるもの(三の項に掲げる者を除く。)	
六 施行規則第七十九条の二第二号に掲げる者	

○厚生省告示第六十三号
介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第四項第一号の規定に基づき、厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。
平成十二年三月十四日
厚生大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合は、次の表のとおりとする。

旧措置入所者の所得の区分	割 合
一 二の項から四の項までに掲げる者以外の者	百分の九十
二 その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年度(指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年度)指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する年度	百分の九十。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる割合とする。

厚生大臣 丹羽 雄哉